

東京聖栄大学

平成 23 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 24 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、東京聖栄大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定する。

【認定期間】

平成 23(2011)年 4 月 1 日から平成 30(2018)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

大学は、平成 17(2005)年 4 月、健康栄養学部管理栄養学科・食品学科の 1 学部 2 学科からなる大学として開学した。「食と栄養」の教育機関として、「自立できる知識と技術を育み、強い向上心と真摯な行動力をそなえた人材の育成」を建学の精神としている。大学の使命・目的の遂行のために、教職員には自己点検到達指針を明確に示し、学生には学生生活の指針として、校訓である「熱意・誠意・創意」の周知徹底を図っている。

建学の精神を踏まえた教育目標のもと、学部・学科の教育の目的を明確にし、各学科の専門科目には適切な科目群を配置しカリキュラムの充実に努めている。

アドミッションポリシーに基づく入学者選抜は、入試制度別に選考・審査基準を設け、実施要領に基づき合否判定までのプロセスを確立し、適正に実施している。

学習履歴の多様化に対応するために、初年次教育による履修指導や学年担任制度を導入し、学生の理解力や学力の向上に向けたきめ細かい対応を行うとともに、「意見交換会」の実施や定期試験不合格者に対する再試験前に「成績相談タイム」を設置するなど、学生への各種サービスの支援体制の整備に努めている。

教員数については、両学科共に大学設置基準に定める必要専任教員数を十分満たしている。ただし、教員の教育研究活動を活性化するための学内評価体制については、組織的かつ全学的な取組みに至っていない現状であり、FD(Faculty Development)活動の推進をはじめとした今後の取組みに期待したい。

教育研究の基本的な組織体制については、一部、教学上の意思決定機関の運営及び相互の関連性に関して未整備なところがあり、規定を含めた早急な対応が望まれる。

事務組織は、法人事務局と大学事務部のもと、各種規定に従い円滑に運営されている。職員の資質・能力向上への取組みについては、各種研修への参加の奨励や研修結果の共有化などを実践し向上に努めている。

大学の管理運営体制については、基本的な組織や規定の整備はなされている。理事会の運営を一層円滑にするために、常務理事制を新たに導入し、「常務理事会」のもと、法人の管理運営体制の整備に努めている。自己点検・評価活動については、平成 22(2010)年 5 月に発足した「大学改革・認証評価プロジェクトチーム」のもとで、今後、全学的かつ継続的

な点検活動の実施が期待される。

人件費を中心とした経費の削減努力及び定員充足努力などにより、財務基盤の健全化は図られている。会計処理は適正に行われており、財務情報についても私立学校法の趣旨に沿った公開がなされている。

教育研究目的を達成するための教育研究環境は大学設置基準を満たしており、教育研究活動の目的を達成するための施設設備も適切に管理、運営されている。耐震補強工事を完了させ、バリアフリー環境は整備計画が策定されるなど、安全面においても改善に努め、危機管理対応が適切に行われている。

社会的責務を負う機関として、組織倫理に関する諸規定の整備、閲覧体制は適切に構築され運営されている。危機管理についても、防火・防災訓練を毎年全学的に実施するなど危機管理意識の向上に努めている。

地域社会との連携については、大学の特徴を生かした公開講座を地元の葛飾区教育委員会と共催し、また、地域社会に対して講師の派遣や諸機関の委員委嘱を受けるなど、大学の持つ人的・物的資源を社会に提供する努力がなされている。地域社会との積極的な関わりは、一例として、近隣商店会と覚書を交わし最寄駅周辺の地域力向上に貢献するなど、相互の協力関係の中にも表れている。

今後とも、定員充足の努力を継続するとともに、教育研究活動の活性化に向けた取組みの推進を強く期待したい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

大学は、「食と栄養」の教育機関として、昭和 29(1954)年設立の聖徳高等栄養学校をその起源とし、その後、聖徳栄養専門学校、聖徳栄養短期大学へと発展し、平成 17(2005)年 4 月に聖徳栄養短期大学を母体として、健康栄養学部管理栄養学科・食品学科の 1 学部 2 学科からなる東京聖栄大学として開学した。

開学当初は、学生生活の指針となる「熱意・誠意・創意」の「三意」を建学の精神に相当する校訓とし、平成 23(2011)年 1 月には、「自立できる知識と技術を育み、強い向上心と真摯な行動力をそなえた人材の育成」を建学の精神として制定した。

建学の精神の制定においては、FD(Faculty Development)、SD(Staff Development)の合同研修会を通じて、「これからの大学のあり方」に照準を当て、大学の使命・目的とその遂行責任を全学的に確認している。

建学の精神及び大学の使命・目的は学内教職員に対しては初任者研修会、教職員用グループウェア（学園情報共有システム）により周知徹底させ、また、学生には学生便覧、学内掲示、ホームページ、学長式辞、学生組織が主催する新入生歓迎会、新年度ガイダンス、

新入生オリエンテーションなどにより周知の機会を多く設けている。学外に対しても、ホームページ、高校への文書による通知及び訪問、保護者会、オープンキャンパスなどを通して周知を広く適切に行っている。

大学の使命・目的を遂行するために、「本学の約束（ミッション）」を全ての活動において策定し、教職員の自己点検の到達指針を明確に位置付けるとともに、学部・学科ごとの教育目的・特色を体系的に整備して学則に明記し、学内外への周知に努力している。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育研究組織は、健康栄養学部 1 学部に「食」の効果的な利用と供給に貢献する人材育成を目的として、管理栄養学科と食品学科の 2 学科を設置している。また、付設機関として図書館、「情報処理センター」「生涯学習センター」を設置している。

教育方針などを形成する組織と意思決定過程については、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう概ね整備されている。ただし、学長、教授会、「学部長・学科長会議」の位置付けが不明確であること、意思決定を補佐する「学科会議」、一部の委員会、連絡会の運営について規定が整備中であるなど、今後、全組織の規定なども含めた整備が望まれる。

教養教育課程については、教務委員会内に設置された「共通科目（一般教養）ワーキンググループ」で検討したものを教務委員会で更に検討し、教務委員会から教授会へ提案・決定されている。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

学部・学科の教育の目的については学則に規定し、教育目的をより明確にするために建学の精神を踏まえた教育目標も掲げている。これらは学生便覧に掲載のほか、新年度ガイダンスで周知を図るとともにホームページにも公表されるなど、学内外への周知に努めている。

学科間の共通科目として「学部基幹科目」を設け、社会人として要求される実務能力の高い教養が得られるよう配慮している。各学科の専門科目は、「専門基礎分野」「専門分野」「総合分野」とし、それぞれ科目群を配置し、管理栄養学科は管理栄養士国家試験受験対策のための科目を開設している。食品学科はコース制による選択履修制度を導入するなどカリキュラムの充実に努めている。

教育目的を達成するために、管理栄養学科は双方向授業を基本にコミュニケーション力を重視した教育方法を展開し、食品学科は学生のニーズや適性に応じて選択できる履修コースやモデルを設け特色ある教育方法をとっている。

学習履歴の多様化に対応するため、初年次教育に重きを置いて履修指導を行い、学習意欲や学力の向上を図るとともに、学年担任制度を取入れたきめ細かい対応により学生の理解力や学力向上に努めている。

学生の就職先、業種別就職データは全教員が状況を把握できるシステムをとっており、学生に対し早期の進路決定と就職活動への取組みを促している。

学生による「授業評価アンケート」や就職先への企業アンケートを実施し、教育目的の達成状況を点検・評価する指標としている。

【参考意見】

- ・年間履修単位の上限が高く設定されているので、単位制度の実質を保つために検討が望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

健康栄養学部のアドミッションポリシーは建学の精神、教育目標、教育理念、学科の目標に基づき、平成 23(2011)年 2 月に定め、大学構内での掲示、大学案内・募集要項での記載、ホームページでの公表など各種にわたる手段により広報を行っている。

入学者選抜は、選抜方法の見直しを行いながら、多様な入試制度を実施している。入試制度別に選考・審査基準を設け、実施要領に基づき合否判定までのプロセスが確立され適正に実施している。

入学定員は、両学科共に適正数を考え管理体制の確立を目指している。学部全体の収容定員に対し学生数は未充足の状況にあるが、学科設置以降入学定員を下回って推移していた食品学科が平成 23(2011)年度は入学定員を確保し改善がみられる。

学習支援の向上を図るため、学生との「意見交換会」の実施、定期試験不合格者に対し再試験前に「成績相談タイム」を設けるなど学習支援のための配慮がされている。

学生への各種サービスの支援体制は構築されており、それぞれの担当部署にて運営されている。

就職支援としてインターシップを選択科目として位置付けるなど、キャリア教育の一環として活用している。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教員数については、大学設置基準に定める必要専任教員数及び教授数を両学科共に十分満たしており、管理栄養学科については管理栄養士学校指定規則に定める必要要件を満たしている。教員の専兼比率も適正である。教員の年齢構成は高齢化が見られることから、教育の継続性の観点からバランスを考慮した採用が望まれる。

教員の採用・昇任は、「東京聖栄大学教育職員人事委員会規程」に基づき実施されている。

専任教員の授業時間数や学生支援に要する時間が多いことから、研究活動は活発とはいえない状況にあり、科学研究費補助金の申請及び採択状況も低調であることから研究活動を活性化するための工夫が必要である。

教育研究活動を活性化するための FD(Faculty Development)活動を組織的に行うことが望まれるものの、各教員は学生による「授業評価アンケート」の結果をもとに、授業方法についての課題を認識し解決に向け改善に努めている。

【改善を要する点】

- ・教育の質の保証の観点から、FD 活動を組織的に実施するよう改善が必要である。

【参考意見】

- ・60 歳以上の教員の占める割合が全教員の半数を超えているので、教員の採用については、年齢構成を考慮した採用が望まれる。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するため、事務組織は「学校法人東京聖栄大学組織規程」「学校法人東京聖栄大学事務組織および事務分掌規程」に基づき、法人事務局と大学事務部が置かれ、円滑な運営を行うための職員を配置している。職員の採用・異動は、「学校法人東京聖栄大学就業規則（事務系職員）」に基本的な方針が示され、昇任については「学校法人東京聖栄大学事務系職員人事委員会規程施行細則」に定められ運営されている。

職員の資質・能力向上への取組みは「学校法人東京聖栄大学職員研修規程」を設け、文部科学省、私学団体などが主催する各種研修への参加を奨励している。また、研修結果を装丁本としてまとめ、理事・監事・評議員をはじめ、全職員に配付するなど研修成果の共有化を図っている。

教育研究支援のための事務体制は、学務課と「学生支援センター」を配置し、学生支援などを行っている。教員組織である教授会、各委員会には関連する部署の管理職員が参加することにより、教職員間の連携を図るなど事務を適切かつ円滑に遂行している。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

大学の教育研究目的を達成するため、大学及び法人運営の基本的な組織や規定は整備されている。寄附行為に定められた目的を達成するために、規定に従い選任された理事、監事、評議員により理事会、評議員会が行われており、理事会、評議員会は概ね定例的に開催されている。

理事会の運営を円滑にするため「学校法人東京聖栄大学寄附行為施行細則」を定め、学内理事で構成する「常勤理事会」を置いていたが、平成 23(2011)年 3 月常務理事制に改め理事長のもとで新たに「常務理事会」を設け、法人業務の効率化を図るなど法人の管理運営体制の整備に努力がなされている。

「学部長・学科長会議」を設置し「常務理事会」と組織的に相互の緊密な連携を図っている。また、「学校法人東京聖栄大学学園運営会議規程」を定め管理部門と教学部門の連携を図り、連携を充実していくこととしており、適切な連携関係を維持するための更なる工夫に期待したい。

自己点検・評価については、平成 17(2005)年に「東京聖栄大学自己点検評価検討委員会規程」を制定し、学部長を委員長とする「自己点検評価検討委員会」を設置し平成 17(2005)・18(2006)年に点検・評価を実施している。同委員会は平成 21(2009)年に「平成 19 年度自己点検・評価報告書」を教職員に配付し、ホームページに公表している。また、自己点検・評価結果を踏まえ必要な措置を講じて具体的改善に努めている。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

学校法人運営における財務状況については、大学の消費収支比率は完成年度以降改善傾向を示している。また、平成 22(2010)年度消費収支は、基本金組入れにより支払い超過ではあるが、平成 23(2011)年度は食品学科も入学定員を確保するなど、帰属収支はほぼ均衡しつつあり、財務基盤の健全化に努めている。平成 23(2011)年 5 月作成の「学校法人東京聖栄大学中長期計画（改訂版）」において、今後 5 か年間の消費収支計画が立案されており、人件費を中心とした経費の削減努力及び入学定員充足努力も行われており、財政基盤は概ね問題がない状況である。

会計処理は学校法人会計基準及び「東京聖栄大学経理規程」などにに基づき処理が行われており、公認会計士、監事、「内部監査室」による監査を実施するなど適正に処理されている。

外部資金の導入は低調であり、研究活動の活性化と競争的資金の導入のための組織的な支援体制の構築が望まれる。

財務情報は、「学校法人東京聖栄大学情報公開規程」により「東京聖栄大学報」やホームページに掲載している。また、法人事務局に関係書類を備付け閲覧に供するなど、私立学校法の趣旨に沿って適切に公開している。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

教育研究目的を達成するために必要なキャンパスの校地・校舎は運動場も含めて大学設置基準を満たしており、施設設備については、管理栄養士学校指定規則、食品衛生管理者・食品衛生監視員登録養成施設指定基準を踏まえた整備がなされている。研究室、図書館、情報サービス施設、体育館、付属施設なども整備され適切に維持、運営されている。

施設設備の安全性に関しては、アスベスト未整備箇所はなく、耐震補強工事が平成 23(2011)年 9 月に完了し耐震基準が満たされている。バリアフリー環境は整備されつつあり、未整備の建物については、問題点や不具合の改善に努めている。法令上の点検を要する施設設備などは、業者委託による管理のほか防犯・防災についても警備員を常駐させるなど危機管理対応が適切に行われている。

図書館は、開館時間の延長や地域社会への開放については継続協議中であるものの、学生と大学の「意見交換会」や「図書館緊急アンケート」の結果を踏まえ、入退館システムの導入や貸出し冊数を増やし期間を延長するなど利便性を向上させている。その他の教育研究環境の整備と運用についても学生の要望を踏まえながら実現に向けて検討されている。

キャンパス内は、学生食堂、売店、情報処理実習室など教育研究環境が整備され有効に活用されている。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

地域社会との連携と貢献による開かれた大学を目指して、教育研究活動に支障のない範囲で大学施設を開放している。施設は、交通至便な立地条件にあることから主に学術、教育、文化活動の会合、資格試験会場などに利用されている。

公開講座は、生涯学習センターが運営にあたり、地元の葛飾区教育委員会と共催し、大学の特徴を生かした講座を開設している。また、「かつしか区民大学」講座の認定を受け区広報誌により区民に周知されており、講座では学生がアシスタントを務めるなど大学の持

っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされている。

知的資源を社会に提供するため、教育研究上の負担を考慮しながら地域社会に対して講師の派遣や諸機関の委員委嘱を受けるなど、社会活動への協力要請に広く応えている。

国及び地方公共団体ほか関係諸団体の各種事業に教職員や学生が積極的に参加し、地域社会との相互信頼関係を構築している。

社会活動の情報の共有と地域社会との連携に際する学内での組織的な対応をとるため、専用窓口の設置が検討されている。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的責務を負う機関として、「学校法人東京聖栄大学倫理規程」「学校法人東京聖栄大学ハラスメント防止対策規程」「学校法人東京聖栄大学就業規則」など組織倫理に関する諸規定が整備されるとともに、全教職員が諸規定を学内ネットワークで閲覧できる体制を構築し、適切に運営されている。

危機管理体制は、「学校法人東京聖栄大学危機管理規程」「学校法人東京聖栄大学防火管理規程」が整備され、防災備蓄品・資器材整備計画の策定と備蓄の計画的増強に取り組んでいる。また、全学的防火・防災訓練も毎年定例的に実施され、危機管理意識の向上に努めている。

大学の教育研究成果の広報活動体制は、「東京聖栄大学紀要」「東京聖栄大学報」を発刊するとともにホームページに掲載するなど公開に努めている。公開内容は「大学改革・認証評価プロジェクトチーム」にて確認しており、体制も整備されている。